定款

株式会社 パルテック

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社PALTEKと称し、登記上は、株式会社パルテックと表示する。

2 英文では、PALTEK CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 半導体、電子部品、電子機器、通信機器の輸出入ならびに設計、開発、製造および販売
- 2 . コンピュータ、周辺機器、付属品およびソフトウェアの開発、システム設計、製造および 販売
- 3. 産業財産権、著作権、ソフトウェア及び設計資産の開発、取得、譲受、譲渡、実施許諾
- 4. 半導体、電子機器および通信機器設計に関する調査、研究、教育およびコンサルティング
- 5. 再生可能エネルギーの活用、省エネルギー対策および停電対策に関するコンサルティング 業務ならびに装置の企画、設計、開発、製造、販売、施工、レンタルおよびメンテナンス
- 6. 再生可能エネルギーによる発電事業およびその管理、運営ならびに電気の供給、販売
- 7. 経営に関するコンサルタント業務
- 8. 各種市場情報、企業情報、製品情報の取得、調査ならびに情報提供
- 9. インターネット等を利用した各種情報提供サービス
- 10. 半導体、電子機器および通信機器に関する設計データの検証サービス
- 11. 宣伝広告業務
- 12. 印刷出版業務
- 13. 労働者派遣業務
- 14. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、やむを得ない事由によって電子公告をすることが 出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、23,562,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

- 第7条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対して売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、買増請求があるときに、当会社が譲渡すべき自己株式を所有していない場合はこの限りではない。
- 2 買増請求を行うことができる時期、請求の方法等については株式取扱規程に定めるところによる。 (株主名簿管理人)
- 第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 (株式取扱規程)
- 第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株の買取り・買増し、その他株式ま

たは新株予約権に関する取扱および手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基 準 日)

- 第10条 当会社は毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。
 - 2 前項の場合のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日 を定めることができる。

(取締役会決議による自己株式の取得)

第11条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(議 長)

第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会に おいて予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めある場合を除き、議決権を行 使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以 上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
 - 2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に 記載または記録する。
 - 2 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に 備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、11名以内とする。

(取締役の選任)

- 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結 の時までとする。
 - 2 補欠または増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 当会社に、取締役社長1名を、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名 を取締役会の決議によって選定する。
 - 2 取締役社長は、当会社を代表する。
 - 3 取締役社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
 - 2 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、 緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
 - 3 取締役会の運営その他に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会に おいて定める取締役会規程による。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、取締役会の決議事項について取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」 という。)は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社 法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負担するものとする契約を 締結することができる。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責任を負う額から会社法第425条第1項の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第28条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

- 第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
 - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結 の時までとする。
 - 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を1名以上選定する。

(監査役会)

- 第33条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、 この期間を短縮することができる。
 - 2 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会 規程による。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第35条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項 の賠償責任について当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社 法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負担するものとする契約を 締結することができる。

(監査役の責任免除)

第36条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責任を負う額から会社法第425条第1項の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第37条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 の終結の時までとする。
 - 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(期末配当金)

第42条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された 株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当」という。)をする。

(中間配当)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株 主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第44条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。
 - 2 未払配当金には利息をつけない。

<改訂>

昭和52年 2月11日作成

昭和52年 2月19日公証人認証

昭和52年 2月24日会社成立

平成 6年12月27日変更

平成 8年 2月 1日変更

平成 8年 2月 2日変更

平成 8年 3月 1日変更

平成 8年 4月26日変更

平成 8年 7月10日変更

平成 9年 4月 1日変更

平成10年 3月26日変更

平成11年 3月26日変更

平成12年 3月29日変更

平成14年 3月27日変更

平成15年 3月29日変更

平成16年 3月27日変更

平成19年 3月24日変更

平成20年 3月29日変更

平成21年 3月28日変更

平成26年 3月29日変更